

単独飛行に係る安全基準（回転翼航空機）

I 離着陸及び空中操作

1. 制限気象条件等の設定

- 1) 使用機の性能、航空交通量、訓練飛行場の諸元、障害物件、周辺の地形等を考慮して各科目別に次の条件を基準にして飛行安全上適切な最低気象条件を設定すること。

地上及び飛行視程 5,000メートル以上

雲 高 1,500フィート以上

（ただし、降水現象及び1,000フィート以下に雲がないこと。）

正対風 20ノット以下

横風分力 10ノット以下

- 2) 雲量3/8以上の場合は雲上飛行は行わないこと。
- 3) 日没どきで操縦に支障をきたす日光の照射を受ける場合は、離着陸は行わないこと。

2. 飛行方式の設定

- 1) 場周経路からの離脱及び場周経路への進入方式を設定すること。
- 2) 位置不明時の飛行方式を設定すること。
- 3) 無線設備故障時の飛行方式を設定すること。
- 4) 緊急事態発生時の方式を設定すること。

3. 飛行の実施

- 1) 最初の単独飛行許可のための技能認定は担当教官を含む原則として2名以上の教官に実施させること（主席飛行教官を含むことが望ましい）。
- 2) 最初の単独飛行は離着陸の技能認定を実施した後に引き続き行わせること。
- 3) 連続して1週間以上飛行しなかった場合は、単独飛行を実施させる前に

教官に技能認定を行わせること。

- 4) 単独飛行を3回実施するまでは次の単独飛行までに教官同乗の飛行を行わせること。
- 5) 単独機の監督を行う教官を指名し、その教官の指示のもとに練習を実施すること（監督を行う教官は単独飛行練習生の担任教官であることが望ましい）。

4. 教官の指導要領

- 1) 教官は飛行前に次の事項の確認を行ったうえ単独飛行を実施させること。
 - ア. 練習生の睡眠、風邪、下痢等の健康状態
 - イ. 使用機の整備状況
 - ウ. 気象（現況及び予報）
 - エ. 航空情報
- 2) 飛行前に次の事項を練習生に指示し、その理解を確認すること。
 - ア. 課目及び実施要領
 - イ. 飛行時間
 - ウ. 見張りの徹底
 - エ. 使用する空域とその利用方法
 - オ. 管制機関、フライトサービス局等（以下、管制機関等という）のモニターの実施
 - カ. その他安全上必要な事項
- 3) 教官は必要に応じ、飛行中の練習生に指示を与えること。
 - ア. 気象変化に伴う飛行中断等の指示
 - イ. 通過機等の飛行情報に基づく飛行方法の変更等の指示

5. 練習生に必要な知識、技能及び経験

1) 知識の確認

教官は、練習生が次の事項について必要な知識を有していると認めなければ単独飛行を行わせてはならない。

- ア. 使用機の運用限界、燃料消費量及び航続時間

- イ. 飛行場周辺の地形及び障害物
- ウ. 場周経路からの離脱及び場周経路への進入要領
- エ. 代替飛行場
- オ. 位置不明時の飛行方式
- カ. 無線設備故障時の方式
- キ. 使用機の離陸及び着陸時における重量重心位置
- ク. 有視界飛行方式による飛行についての飛行規則（進路権、気象条件、最低安全高度等）
- ケ. 具体的な見張りの方法
- コ. 空域の把握及びその利用法

2) 技能の認定

教官は練習生が次の事項について必要な技能を有していると認めなければ単独飛行を行わせてはならない。

- ア. 離陸及び着陸が安全に実施できること。
- イ. 着陸形態での着陸復行が安全に実施できること。
- ウ. 構造上引込式降着装置のある回転翼航空機にあっては、緊急脚下げ操作の教育を受け確実に操作できること。
- エ. 緊急時の操作が確実にできること。
- オ. 自ら適切な見張りを行いつつ操縦操作を実施する能力があること。
- カ. 使用する空域の利用方法を理解した飛行ができること。
- キ. 管制機関等との通信ができること。

3) 経験の確認

- ア. 横風での着陸
- イ. オートローテーション着陸及び模擬不時着

6. 練習生の飛行前の確認事項

- 1) 気象（現況及び予報）、航空情報その他法令により定められた出発前の確認事項を確認すること。
- 2) 練習空域及び飛行経路を確認すること。
- 3) 課目及び実施要領を確実に理解していること。
- 4) 飛行時間を確認すること。

7. 通信設定等

- 1) 単独機と教官又は管制機関等との間に通信手段を設けること。
- 2) 練習生は管制機関等との通信を行う場合、単独飛行であることを明確に通報すること。

II 野外飛行、生地離着陸及び離陸地点から半径40キロメートル外へ飛行する場合（Iに定める基準のほか、次の基準によるものとする。）

1. 制限気象条件の設定

- 1) 使用機の性能、飛行経路、航空交通量及び生地離着陸を行う飛行場等を考慮し、次の条件を基準にして飛行の安全上適切な最低の気象条件を設定すること。

地上及び飛行視程 5,000メートル以上

雲 高 2,000フィート以上

降水現象がないこと。

（特に航空交通の輻輳する地域においては、高度変更に対応できる気象状況であること）

- 2) 1)の最低気象条件が飛行終了予定の2時間後まで持続すると予報されていること。
- 3) 雲量が3/8以上の場合は雲上の飛行を行わないこと。
- 4) 次の単独の野外航法は実施しないこと。

ア. 日没前1時間以後にわたる飛行

イ. 夜間飛行

ウ. 凍結が予想される空域の飛行

2. 経験及び技能の認定

- 1) 次の飛行経験を有すること。
 - ア. 単独飛行による20回以上の普通進入からのホバリング及び着陸
 - イ. 単独飛行による3時間以上の空中操作
- 2) 最初の単独飛行による野外航法又は生地離着陸を許可する前に同一計画による技能認定を実施すること。

3. 飛行の実施計画及び方式の設定

1) 航路（経路及び高度という。以下同じ。）

ア、使用機の性能、航空交通量、航路上の地形、障害物、練習生の知識、技能、経験等を考慮して設定すること。

イ、広域の山岳地帯、洋上の経路は含まないこと。

2) 生地離着陸を行う飛行場

飛行場諸元、飛行場及びその周辺の航空交通量、練習生の知識、技能、経験等を考慮して選定すること。

3) 航路上の位置通報点及び通報方式を設定すること。

4) 位置不明時の方式を設定すること。

5) 無線設備故障時の方式を設定すること。

4. 教官の指導要領

1) 教官は飛行前に次の事項の確認を行ったうえ単独飛行を実施させること。

ア、航路、離着陸を行う飛行場及び代替飛行場の気象（現況及び予報）

イ、航法計画及び飛行計画の点検、必要な場合は計画の修正及び予備航路についての指示

ウ、航路及びその周辺、離着陸を行う飛行場及び代替飛行場の航空情報の点検、特に注意すべき情報についての指示

エ、離着陸を行う飛行場及び代替飛行場の諸元、場周経路への進入及び場周経路からの離脱要領、飛行計画の提出要領等についての練習生の理解

2) 教官は以下の状態を知ったときには〔I-4-3〕の他、必要な指示を飛行中の訓練生に与えること。

ア、当該機の機位の把握が不確実になったとき。

イ、練習生から航法の継続に対し、不安がある旨の報告を受けたとき。

5. 練習生に必要な知識及び能力

1) 教官は、練習生が次の事項について必要な知識を有していると認めなければ単独飛行を行わせてはならない。

ア、航路、離着陸を行う飛行場及びそれらの周辺の地形及び障害物

イ. 予備航路及び代替飛行場の選定

ウ. 位置不明時の方式

エ. 無線設備故障時の方式

オ. 燃料欠乏時の方式

カ. 有視界飛行方式による飛行についての航空交通管制要領及び飛行規則の一般知識（進路権、気象条件、最低安全高度等）

キ. 航空情報の利用

ク. 航法作業時における具体的な見張りの方法

2) 技能の認定

教官は練習生が次の事項について必要な能力を有していると認めなければ単独飛行を行わせてはならない。

ア. 地文航法及び簡単な推測航法の実施及び飛行中における代替飛行場への飛行計画の変更が確実にできること。

イ. 飛行中に対地速度及び予想到着時刻の計算ができること。

ウ. 位置通報が確実にできること。

エ. 飛行中に気象情報の収集及び気象通報ができること。

オ. 生地離着陸を行う飛行場において気象情報の収集及び飛行計画の提出ができること。

カ. 局地的な飛行障害現象及び物件に対する回避が確実にできること。

6. 通信設定等

1) 単独機と教官又は管制機関等（ABIS等を含む）の間に通信手段を設けること。

2) 練習生は管制機関等との通信を行う場合、単独飛行であることを明確に通報すること。